

令和7年度 名古屋市産業廃棄物処理指導実施計画

令和 7 年 6 月
環境局事業部廃棄物指導課

1 名古屋市産業廃棄物処理指導実施計画の位置づけ

「名古屋市産業廃棄物処理指導方針」に基づく、施策の具体的な取り組みを示す。

2 令和7年度の重点事項

(1) アスベスト廃棄物の適正処理指導

廃石綿等（飛散性アスベスト）及び石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）の適正処理について指導を行う。

(2) PCB廃棄物の適正処理指導

高濃度PCB廃棄物（安定器・汚染物）のすみやかな処分及び低濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサ）の期限内処理に向けた指導を行う。

(3) 水銀廃棄物の適正処理指導

水銀を含んだ産業廃棄物の適正処理について周知啓発を行う。

3 個別施策と取組事項

(1) 立入検査及び路上検査の実施

- ① 排出事業者及び許可業者（処理業及び処理施設）等に対して立入検査を実施し、適正処理について指導を行う。
- ② 関係機関と連携して産業廃棄物運搬車両に対する路上検査を実施する。

事 項	令和5年度	令和6年度	令和7年度（計画）
立入検査（総数※）	585件	432件	一件

※内訳は別紙を参照

(2) 寄せられた情報への適切な対応

市民や事業者等から寄せられた情報に対して、関係部局と連携して現況の確認等を行い、適切に対応する。

事 項	令和5年度	令和6年度	令和7年度（計画）
立入検査（寄せられた情報への適切な対応）	50件	63件	一件

(3) 特定有害産業廃棄物等に対する監視・指導

ア アスベスト廃棄物の適正処理指導

- ① 廃石綿等（飛散性アスベスト）が発生する事業場について事業者に対して条例に基づく届出義務を周知するとともに、立入検査等を実施し、適正処理について指導を行う。
- ② 石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）について、処理基準をウェブサイトで周知する。
- ③ 関係部局と連携して「建設リサイクル法一斉パトロール」を実施し、解体現場への立入検査等を実施し、適正処理について指導を行う

事 項	令和5年度	令和6年度	令和7年度（計画）
立入検査 （アスベスト廃棄物）	17件	25件	30件
立入検査（建設リサイクル法 一斉パトロール）	88件 （年2回）	55件 （年2回）	実施予定

イ PCB廃棄物の適正処理指導

- ① 低濃度PCB廃棄物の処理が進んでいる現状を踏まえ、現在も低濃度PCB廃棄物を保管する事業者へ期限内（令和9年3月31日）に適正処理するよう啓発又は指導を行う。
- ② 散発的に発生する高濃度PCB廃棄物（安定器・汚染物等）及び高濃度PCB廃棄物（高圧コンデンサ・トランス等）について、

処分の手続きがされていない場合や新たに発見された場合はすみやかに適正処理するよう指導する。指導に従わない場合は、PCB特措法に基づき改善命令を行い、改善命令に従わない場合などは行政代執行により高濃度PCB廃棄物を処分する。

- ③ PCB廃棄物の保管事業者に対して、PCB特別措置法に基づく届出を提出するようウェブサイト等で周知する。

事 項	令和5年度	令和6年度	令和7年度（計画）
立入検査（PCB廃棄物）	33件	24件	15件

(4) 多量排出事業者による処理計画等の作成指導とその活用

- ① 多量排出事業者（前年度に1,000 t以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物の場合は50 t以上）を発生させた事業場を設置している事業者）に対し、産業廃棄物処理計画の作成義務及び実施状況の報告義務をウェブサイト等で周知徹底を図る。また、提出された報告書をもとに、適正に処理されているかを確認する。
- ② 廃棄物処理法の規定に基づき、提出された処理計画書及び実施状況報告書をウェブサイトで公表する。
- ③ 立入検査等を行い、処理計画等の実施状況を確認する。
- ④ 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対して、電子マニフェストの義務化を周知する。

事 項	令和5年度	令和6年度	令和7年度（計画）
立入検査 （多量排出事業者）	36件	21件	30件

(5) 電子マニフェストの普及

排出事業者、産業廃棄物処理業者に対してウェブサイト及び立入検査を通じて、電子マニフェスト制度の趣旨及び利便性を説明し、導入の促進を図る。

(6) 優良な処理業者の育成

排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対してウェブサイトで優良産廃処理認定制度を周知し認定を受ける処理業者の拡大を図る。また、認定を受けた処理業者はウェブサイトで公表する。

(7) 個別リサイクル法に基づく監視・指導

ア 自動車リサイクル法の円滑な運用

- ① 解体業者及び破砕業者等への立入検査を実施し、使用済自動車の資源化、適正処理を指導する。※
- ② 電子マニフェスト（移動報告）制度に基づき、情報センターへの報告が無い事業者に対する是正指導を行う。

事 項	令和5年度	令和6年度	令和7年度（計画）
立入検査（自動車リサイクル法関連事業者）	48件	28件	10件

※原則、許可の更新時期又は、許可更新後数年程度経過した事業者を対象

イ 建設リサイクル法等の円滑な運用

- ① 関係部局と合同で「建設リサイクル法一斉パトロール」を実施し、適正処理を指導する。
- ② 条例に基づく大規模建設工事の産業廃棄物処理計画の届出義務をウェブサイトで周知徹底を図る。
条例に基づく建設汚泥の再生利用の届出義務をウェブサイト
で周知徹底を図る。

事 項	令和5年度	令和6年度	令和7年度（計画）
立入検査（建設リサイクル法一斉パトロール）	88件 （年2回）	55件 （年2回）	実施予定

(8) 事業者及び市民に対する意識啓発

- ① 廃棄物の処理に関して、本市ウェブサイトをはじめ、その他の広報メディアを積極的に利用し、事業者及び市民への周知徹底に努める。
- ② 水銀廃棄物の影響で富田工場の全焼却炉が停止したことに伴い、水銀が含まれる産業廃棄物の適正処理について関係団体等に啓発を図る。

【担当】 名古屋市環境局事業部廃棄物指導課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話：052-972-2392
F A X：052-972-4132

立入件数内訳

(単位：件)

事 項	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (計画)
排出事業者	139	144	124	81
多量排出事業者	21	36	21	30
許可業者（処理業及び処理施設）	120	169	92	141
寄せられた情報への適切な対応	33	50	63	—
PCB廃棄物	46	33	24	15
アスベスト廃棄物	5	17	25	30
自動車リサイクル法関連事業者	7	48	28	10
建設リサイクル法一斉パトロール	111 (年2回)	88 (年2回)	55 (年2回)	実施予定
総 数	482	585	432	—